

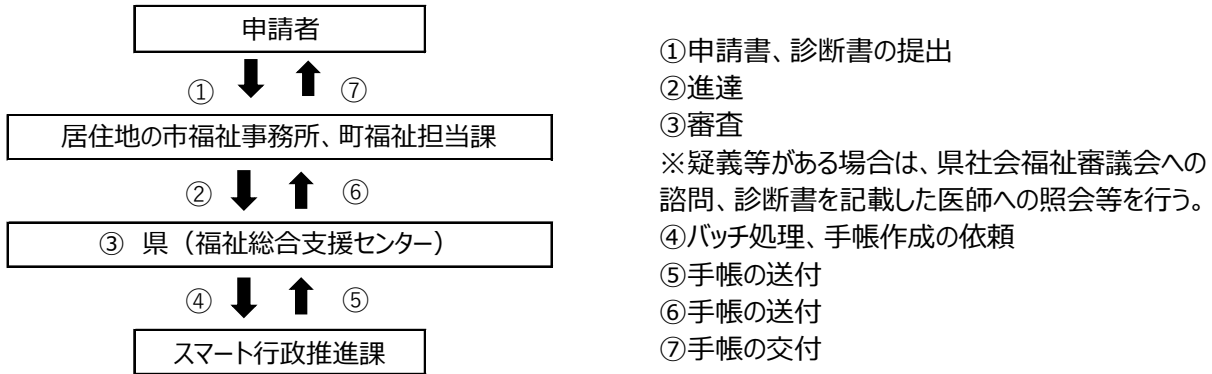
【別紙1】 現行システムにおける処理手順

現行システムの事務の流れについて記載する。

なお、次期システム導入後は、身体障害者手帳発行事務の手続きを福祉総合支援センター（出先機関）、各種統計資料の作成等を障がい福祉課（本庁）が担当することを想定している。

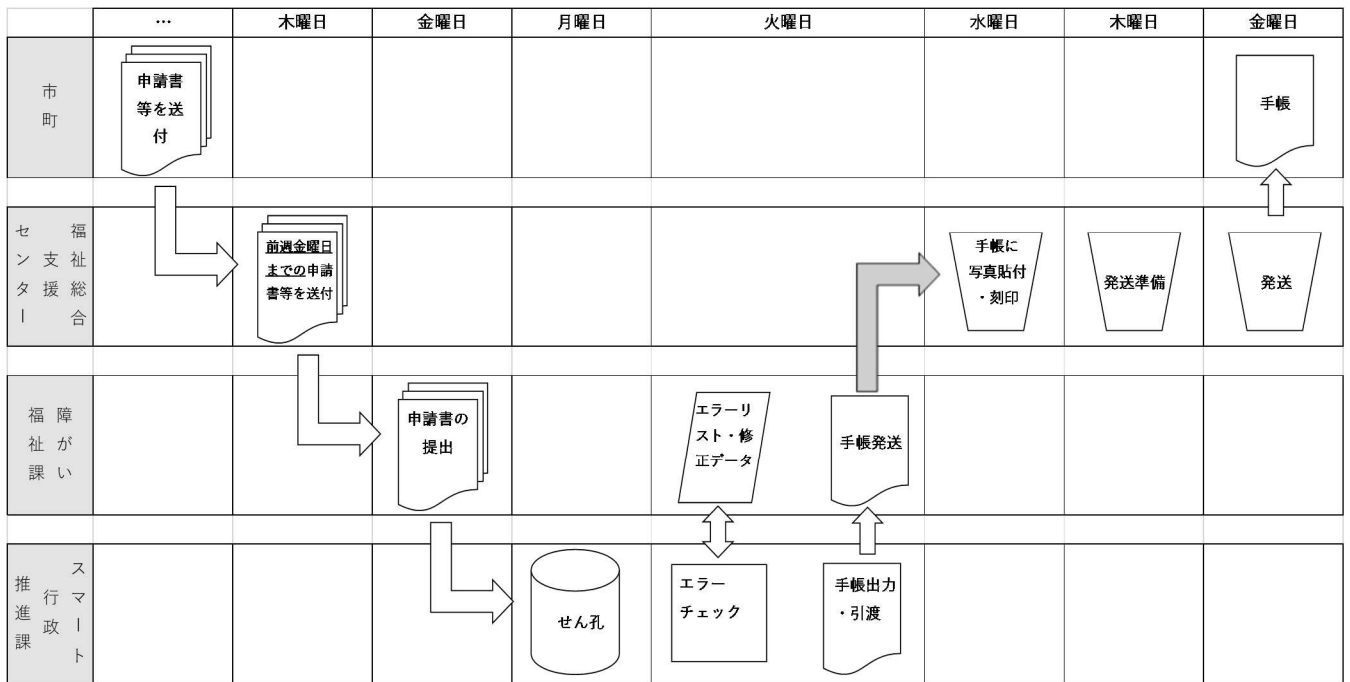
1. 身体障害者手帳交付事務の流れ

以下に身体障害者手帳の交付を受ける場合の事務の流れを示す。



2. 身体障害者手帳作成業務の流れ

県（福祉総合支援センター）に進達されてから、現行システムを用いての身体障害者手帳を送付するまでの手順を以下に示す。



3. 統合宛名システムとの連携

現行システムにおける統合宛名システムとのデータ連携のイメージ図は次のとおりである。

なお、統合宛名システムの機能により、画面から当該連携情報をアップロードしている。

